

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 小川 克己

## 1 日 時

令和5年7月28日（金） 午後1時05分から  
午後4時10分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

小川克己、木付親次、首藤健二郎、阿部英仁、守永信幸、玉田輝義、吉村哲彦

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、企画振興部長 山田雅文、  
会計管理者兼会計管理局長 渡辺柝彦 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第53号議案のうち本委員会関係部分、第54号議案から第56号議案まで及び第58号議案から第60号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。  
請願1については、不採択とすべきものと賛成少数をもって決定した。
- (2) 陳情2について、質疑を行った。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 指定管理者の更新について、新たな行財政改革の策定について、新たな長期総合計画の策定について及び久大本線の被災と運転再開についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。
- (7) 請願の審査における委員外議員の発言等について協議を行った。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班	主幹（総括）	秋本昇二郎
政策調査課政策法務班	主事	岩尾晴花

# 総務企画委員会次第

日時：令和5年7月28日（金）13：00～

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 総務部関係

13：00～14：30

### (1) 付託案件の審査

- 第 53号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）
- 第 55号議案 工事請負契約の締結について
- 第 56号議案 職員の特殊勤務手当支給条例等の一部改正について
- 第 58号議案 大分県使用料及び手数料条例等の一部改正について（文教警察委員会に合議）
- 第 59号議案 大分県税条例の一部改正について
- 第 60号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について
- 請 願 1 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について

### (2) 付託外案件の審査

- 陳 情 2 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

### (3) 県内所管事務調査のまとめ（総務部全般）

### (4) 諸般の報告

- ①指定管理者の更新について
- ②新たな行財政改革の取組について

### (5) その他

## 3 企画振興部関係

14：30～15：40

### (1) 付託案件の審査

- 第 53号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

### (2) 県内所管事務調査のまとめ

- ①市町村等と連携した移住・定住の促進について

### (3) 諸般の報告

- ①新たな長期総合計画の策定について
- ②ツール・ド・九州について
- ③大分空港海上アクセス整備事業の進捗について
- ④久大本線の被災と運転再開について

### (4) その他

## 4 会計管理局関係

15：40～16：10

### (1) 付託案件の審査

- 第 53号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）
- 第 54号議案 令和5年度大分県用品調達特別会計補正予算（第1号）

(2) その他

5 協議事項

16:10~16:20

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**小川委員長** ただいまから、総務企画委員会を開きます。本日は、予算特別委員会分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

なお、本日は守永委員がオンラインでの参加です。よろしく願います。（「よろしく願います」と言う者あり）

また、本日は委員外議員として木田議員、堤議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案7件、請願1件及び付託外案件として陳情1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより総務部関係の審査に入ります。

それでは、最初に総務部長から総務部関係の議案について、概括的な御説明をお願いします。

**若林総務部長** 総務企画委員の皆様には、平素より御指導いただき、誠にありがとうございます。

まず、私から概括的な説明を申し上げたいと思います。説明に入る前に、6月30日から断続的に続いている大雨です。県議会においても6月19日より災害・危機管理対策連絡協議会を立ち上げていただいたと聞いており、大変心強く思っています。執行部としても復旧復興に力を尽くしていきませんが、引き続き御指導を賜りたいと思います。なお、県有施設のうち総務部が管理するもの及び県庁の職員等に被害はありませんでしたので、この場をお借りして報告します。

それでは説明に入ります。恐縮ですが本日は税務課長の岩男が体調不良のため欠席しています。代理として課長補佐の秋山、また主幹の友利を出席させていますので、お許しをいただければと思います。

それでは、まず付託案件等について説明します。本日は付託案件が7件、付託外案件が1件について審査をお願いします。資料は今出てい

る画面を御覧いただきたいと思います。

まず、第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）ですが、こちらは安心元氣・未来創造を政策の柱とした大分県づくりの推進、また喫緊の課題である物価高騰への対応を掲げ補正予算の編成を行っています。その内、先日の予算特別委員会で説明した歳入全般を除き、総務部関係の予算について説明します。

第55号議案工事請負契約の締結については、別府総合庁舎建替事業に係る工事請負契約の締結に係るものです。5億円以上の工事請負契約につき、このたび審査いただくものです。

第56号議案職員の特殊勤務手当支給条例等の一部改正については、新型コロナウイルス感染症が2類相当から通常のインフルエンザと同様の5類へ感染症法上の位置付けが変わったことから、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止するものです。

第58号議案大分県使用料及び手数料条例等の一部改正についてです。こちらは道路交通法の改正に伴うものですが、電動キックボードで交通違反を繰り返す者を対象とした講習が新設されたため、講習手数料の設定を行うものです。

第59号議案大分県税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び引用条項等の改正に伴う規程の整備を行うものです。

第60号議案大分県税特別措置条例の一部改正についてです。こちらは、減収補填制度が適用される場合を規定している総務省令の一部改正されたことから、対象地区や適用要件の見直し等を行うものです。

その他請願1件、付託外案件の審査として陳情が1件です。また、6月7日から22日にかけて行われた県内所管事務調査についても申し上げたいと思います。委員の皆様には、総務部関係機関等に対し、大変熱心に調査いただき感

謝申し上げます。私どもとしては、いただいた意見を今後の政策にできる限り反映していきたいと思っています。本日の報告では、所管事務調査を全般的に取りまとめて説明します。

最後に諸般の報告ですが、指定管理者の更新について、新たな行財政改革計画の策定について説明します。それぞれの詳細については、各担当課長から説明させますので、どうぞよろしくをお願いします。

**小川委員長** ありがとうございます。

まず、第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部関係部分について執行部の説明を求めます。

**山本行政企画課長** 第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部関係部分について説明します。

なお、歳入全般については予算特別委員会で説明したので省略します。また、歳出についても予算特別委員会と重複する部分があるので、こちらにも簡潔に説明します。

それでは、令和5年度総務部予算概要の11ページを御覧ください。

令和5年度総務部予算の一般会計についてですが、左から2列目予算額（A）、総務部①の上から2行目の7月補正欄にあるとおり、今回の補正額は15億1,720万6千円の増額で、既決予算額と合わせた累計額は1,736億7,683万7千円です。これを令和4年度当初予算額と比較すると、右から2列目の前年度対比（A）－（B）欄にあるように89億5,148万円、率にして5.4%の増です。これは、原油、LNG価格の上昇や為替円安の影響等により、税収が増収となったことに伴う地方消費税清算金の増等によるものです。

それでは予算概要に沿って、補正予算に計上した事業について説明します。32ページを御覧ください。

事業名欄二つ目の県有財産総合経営推進事業費、7月補正予算額15万1千円は、別途計上している債務負担行為1,882万6千円とあわせて、大分土木事務所などの移転、集約化を検討するとともに、PFI等の導入可能性調査

を実施します。

36ページを御覧ください。

事業名欄一番下の行政DX推進事業費、7月補正予算額1,670万9千円は、県と市町村が連携し、県民に身近な市町村の行政手続の電子化や公共施設のオンライン予約の拡大、窓口サービスの向上などを推進するとともに、行政DXを担う職員を育成するものです。

続いて40ページを御覧ください。

県有建築物保全事業費、7月補正予算額15億円です。この事業は、県有建築物を長期にわたり安全安心な状態で活用するとともに、財政負担の軽減と平準化を図るため、施設改修を一元的に管理し、計画的な予防保全工事を実施するものです。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆さんから、質疑はありませんか。

**阿部委員** 質疑ではありませんが、お願いをしたいんですけど、最後のページのところで、ほか35施設という書き方をしているでしょう。35施設とはどこなのか、一覧表を付属として付けるのなら付けて、そこで審議をしていく用にしてほしい。

これは毎回言っているんだよね。私は委員会が違うから知らないと思うんだけど、ほかの委員会に所属したときは毎回言っているんだよ。だから、総務部でこれを取りまとめてくれかな。ほかの委員会もそう。土木建築部なんかもそうですよ。大きなところだけを三つ四つ出して、ほか50施設とかね。その50施設がそれぞれ選挙区で違うわけだから、自分のところはどうなっているかも関心があるわけだよ。皆さん方はそういうことでぽんとまとめているけど、審査する以上こちらとしては、そこまでやっていただきたい。ここに載せられなかったら、ほかのページにして、紙ベースでもいいから五十何施設を書いて提出することをできればやってください。

委員長、いいですね。

**小川委員長** 貴重な意見でしたので、執行部はよろしくをお願いします。

委員外議員の方は質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。（「すみません」「ああ、オンライン」と言う者あり）守永委員。

**守永委員** すみません、ありがとうございます。

予算概要の31ページです。骨格予算のときからある、キャッシュレス対応推進事業費のことなのですが、予算特別委員会ときに現状としてどのくらい増えているという数字が報告されたのですけれども、ちょっと気になったのが、キャッシュレスが増えたからといって、現金での取扱いがなくなるのかを確認したかったのですが。

**清水電子自治体推進室長** キャッシュレス化により、全てがキャッシュレスになるかというお尋ねですけれども、そういうことはありません。県民の皆様に多様な支払方を推進する観点からこの事業を進めており、自動釣り銭機もキャッシュレスの機械に付いているので、そういった形では担保できると考えています。

**守永委員** そこが気になったものですから、それは確認できました。ありがとうございます。

**小川委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** ほかにないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は会計管理局関係の審査の際に一括して行います。

続いて、第55号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

**渡辺県有財産経営室長** 第55号議案工事請負契約の締結について説明します。議案書は19ページですが、お手元の総務企画委員会資料の2ページを御覧ください。

表題にあるとおり、別府総合庁舎建替事業に係る工事請負契約の締結で5億円以上の工事請負契約につき、契約の締結にあたり議会の承認をいただく必要があるものです。

2現状と課題を御覧ください。現在の別府総合庁舎は庁舎が四つに分かれています。老朽化が顕著で各庁舎ともエレベーターがないなど、

県民が利用しづらい構造となっています。

その下の3契約内容を御覧ください。当事業は官民連携事業として設計、工事、維持管理を一括で発注する総合評価一般競争入札を行った結果、左下に記載の平倉建設グループが落札しました。契約総額は26億5,980万円で、今回承認いただくのは表の赤字記載の工事請負契約で、建設工事を担当する平倉建設株式会社と大和リース株式会社大分支店の共同企業体と20億7,460万円で契約を締結するため、今回議案として上程したものです。

今回の建替事業の概要ですが、資料右上の図面を御覧ください。現行で四つある庁舎棟を一つに集約し、5階建ての庁舎棟を建設します。建て替えにより庁舎棟が集約され、バリアフリーに対応するなど来庁者にとって利便性がよい庁舎となります。また、庁舎棟の集約により余剰地が発生するので、土地の貸付けを行い収入の確保も図っていきます。

最後に事業スケジュールですが、今年度設計と測量等を行い来年4月頃に工事着工し、令和7年4月に新庁舎完成の予定です。新庁舎完成から15年間、今回の契約により維持管理業務が行われます。なお、新庁舎完成後に現行の庁舎の解体を行うので、今回上程した工事請負契約の完了は、令和7年10月15日の予定です。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

**守永委員** ありがとうございます。これでお尋ねしたいのが、契約後に設計に入って、具体的な執務環境等の調整作業は設計に入ってから並行して行われるのでしょうか。その辺がどういう形になるのか教えていただきたいのと、あと保健所とほかの事務所が同じ建屋に入るのは、大分県下では国東総合庁舎がそのようになっていと思うのですけれども、それ以外の保健所は別棟になっています。同じような建物で建てる上で、設計上どういう配慮をしなければならないとか、そういったのがあるのか、それも条件があれば教えてください。

**渡辺県有財産経営室長** 一つ目の契約後に設計

協議に入るかとの件ですが、当然ながら現場の意見を聞く必要があります、今敷地内に保健所、土木事務所、県税事務所、教育事務所の四つの機関が入っているので、この四つの機関の意見も十分酌み取りながら、業者を交えて来庁者にとっても利便性の良い、そして働く者にとっても働きやすい庁舎になるように調整していきたいと考えています。

続いて、二つ目の保健所の配置の件ですけれども、守永委員のおっしゃるとおり今現在、保健所と一緒に総合庁舎の中に入っているのは、国東総合庁舎だけです。1階に検査室等を設けながら、レントゲン室など職員や来庁者が余りそういったところに近づかないような配置とか、そういったことを工夫しながら、この辺は現場の意見も聞いたのですけど、保健所等が別棟でなくても大丈夫だと聞いているので、配置上の工夫で、何とかそこはしっかり対応していきたいと考えています。

**守永委員** ありがとうございます。設計にあたっては、県民サービスがきちんとできることとあわせて、職員が働きやすい環境をつくる上でも、現場の意見を十分反映していただければと思います。

また、保健所に関しては、やはり感染症が発生したときにどういう体制なのかも含めて、いろんなやり方が工夫できるように配慮していくべきなのですが、これも現場の声を聞いていただきながら取り組んでほしいと思います。よろしくをお願いします。

**阿部委員** 新庁舎をどういう位置付けでどう建てるか、私は全然聞いていないのですけどね。まず一つは、庁舎棟の5階までいろんな事務所が中に入る計画が出ているのですが、このことは確定していることなのか、それで載せているのか。

と言うのは、日出町に旧庁舎があるわけですが、そこに東部振興局の日出水利耕地事務所が入っていますよね。あそこを壊そうという話も漏れ聞いているわけですが、そうしたときに国東市に持っていくのか、別府市に持っていくのかも議論になっているのですが、新しい庁舎が

できるので、そこに一緒に入るのかなと私は思っていたのですが、これだけ見たらそのようになっていないよね。だから、確定してこれを示しているのか、そういうことは今後ないのか。

それと今まで使っていた庁舎、その跡地はどうなるのか、それは残して使うのか、そこのところはどうなっているのですか。その説明は、図面をもって説明されているわけですか。

**渡辺県有財産経営室長** 阿部英仁委員には、御質問ありがとうございます。

まず庁舎の配置ですけれども、各事務所には案を示していますが、例えば1階、2階に保健所、3階に県税事務所と土木事務所、4階にも土木事務所というのは、まだ協議をしているところもあるので、若干の変更があるかもしれません。ただ、ベースは事業者から提案があったこの内容で協議を進めようとしています。

それから次に、日出総合庁舎の関係が今回入っていないとのことで、これは阿部英仁委員からも御意見をいただいております、今我々も日出総合庁舎をどうするかを早急に検討しないといけないと考えています。今現在、設計の中に入れていないのですけれども、庁舎はコンクリート壁のないフレキシブルな構造とするので、日出水利耕地事務所もとなりましたら、そういったことも設計変更する形で入れる可能性があります。いずれにしても委員が御指摘のとおり、まず日出総合庁舎をどうするかを早く決めないといけないので、そこをまずしっかりと議論して決めていきたいと考えています。

それから最後に残った施設、それは日出総合庁舎の方で……（「いやいや、これは今使っている別府のところを、どうなんですか」と言う者あり）ここは今、左側の写真にあるとおり、ここの現有施設のところに建てて解体して使うので、残るのではなく新しく建て替わって、生まれ変わる形になります。

**阿部委員** 完成するまでは、しばらくプレハブかどこかに移って業務するやり方ですか。

**渡辺県有財産経営室長** 阿部英仁委員には御心配をいただき、ありがとうございます。（「阿部でいいよ」と言う者あり）実は今回の事業者

からの提案は、右側の図にある民有地、オレンジ色で囲んだところがあるのですが、ここは事業者が自ら民有地を借り上げる計画を出してきました。ここに仮設の駐車場などを設けて、できるだけ仮設の庁舎を建てずに、今使っている庁舎を利用しながら工事していく形での提案です。

左の図面ですと、四つ主な庁舎が建っていますが、そのちょっと上側が北側なのですけれども駐車場になっていて、この駐車場部分に建設することになっています。ですので、できるだけ仮設の庁舎を造るのではなく、うまく庁舎にしながら工事をして引っ越していくことを考えています。

**阿部委員** 最後に聞きますけど、これは事前に図面だとかを、議会に諮ってやっているわけですか、計画書とか。

**渡辺県有財産経営室長** これは昨年6月議会の常任委員会では、まだ提案前でしたけれども報告しましたが、今回工事請負で3月に事業者を選定して、その後、契約する流れになっていて、細かい資料までは確かに示していないのが実態です。

**阿部委員** 少しお願いをしておきますけど、ここで審議をして工事請負契約をする、それを承認してくれということでしょう。これを何回かに分けてやったわけでしょうが、昨年の委員会から今年の委員会に替わっているわけだから、昨年の委員会に示したから今年はということでは、ちょっと納得できませんよね。

やはりここで審議するのであれば、もう少しびしっとした方向性を見据えて出してきて、その上で契約を締結するので承認してくださいと諮らないと。これから先、まだまだどういう方向でいくか分からないようなね、多分こうなるでしょう、これもこうです、これもこうなるでしょう、一つのスペースをこういう使い方もできますと言うのなら、それも含めて、可能であればこういうことも見据えた上でこういった設計をしているとか、そこまである程度まで詳細に言わないと。それを藪から棒にぼんと持ってきて、はい承認しなさい、はい今ここで審議し

なさいとか、それはできないんじゃない。

だから、もう少し詳しくあるべきではないかと思いますが、個人的な意見なので、あとは委員長、あなたが仕切ってください。

**若林総務部長** 補足も含めて一言申し上げたいと思います。

今、委員の御指摘の中に日出総合庁舎とほかの現有庁舎との関係も含めて、そういった戦略的なものはどうなのかという点があったかと思えます。総務部は行革を所管する立場なので、全体の庁舎の使用具合等もあって、さきほど室長も申し上げたとおり、日出総合庁舎については、その使用の割合とか、課題認識を持っていることは事実です。ただ一方で、日出総合庁舎について何か内部で意思決定をしたことはまだありません。

今回お示ししている議案ですが、こちらは改選前ですが、これまでも説明資料を示して、委員会でもこの考え方についてはお示ししてきており、基本的には庁舎をまず集約するものとして、きちんとしたものを造っていく考え方でお示ししています。

仮に今後、総合庁舎等で何らか改めて内部改革をしないといけないことになれば、その際にはそこにある機能がどこに行くのが適切か否かも、県民サービスとかもろもろを考えた上で、その際に庁舎のスペースがどうなっているかを考えながら、最適に配分をすることになると思います。当然ながらその際にも事前に十分議会にも説明して、考え方を御理解いただきながら進めることになると思っています。

本日これは契約議案ということで、このタイミングで今お示しできる資料でありますけれども、そういった動きがある場合には、当然、事前にしっかり説明することを考えているので、その辺も含めて御検討、引き続き御指導いただければと思います。よろしく申し上げます。

**阿部委員** 一人で持ち時間を使うわけにいきませんので、もうこれでいいですけどね、私はちょっと進め方については納得していない。委員会の顔ぶれも変わったわけですから、もう少し丁寧に。昨年ここまでは説明をしているぐらい

のことがあって、これから先もこういう方向で持っていくといったことが詳細にあってしかるべきだと思います。いろんな人たちから別府総合庁舎はどうなるのかと聞かれたときに、我々が答えられない状況で推移されたのでは、我々も無責任だと言われてもしょうがないので、このところはもう少し丁寧に説明しながらやっていただくことをお願いしておきますので、よろしくをお願いします。

**小川委員長** ほかに委員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方はありますか。

**堤委員外議員** この関係はDBO方式だと、余り聞かない契約なんだよね。この中を見ても、こういう説明しかないから詳しくは分からないんだけど。あと、維持管理で4億8,290万円を、来年かいつか分からないけど今度契約するわけでしょう。それが妥当かどうかは全く分かんないよね。全体が26億円だけれども、今回4億8千万円が委託契約、今回は20億円の工事請負契約になっているんだけどね、その妥当性は全く分からないんです。こういう形式ですることによって、単体でやるよりどれぐらい県にとって予算が少なく済むのかとか、その中身が全く分かんのですよ。

あとこれは面白い設計なんだけど、コンビニとか民有地——民有地は事業者が借り上げると言っていたけれども、県有施設の関係でそういう形式は余りないのではないか。これに対して、貸付地で年間479万円の賃借料が入るけれども、これもどうなのかなと。貸付けないといけないものなのか、駐車場スペースは十分取れるのか。仮にさきほどあったように、庁舎にまだまだいっぱい入ってくるのであれば、駐車場も不足する可能性もあるだろうし、そういうところがどうなのかがよく分からないし、民有地のカフェ、写真を見ると何か格好いいようだけど、こんなところに造って大丈夫なんだろうかと。それは事業者がすることで、貸付地だから県は余り関係ないんだろうけど、全体的な契約の在り方とか、単体の契約よりいくら安くなるとか、そういうのをぜひ知らせるようにしてほ

しいんですわ。でないと、どういう状況か分かりませんからね。

**渡辺県有財産経営室長** 御質疑ありがとうございます。

DBO方式はデザイン・ビルド・オペレートの略称であり、設計と工事、維持管理を一括で発注して、事業者の自由度が高い形で提案を受けるものです。維持管理費用が適正かとのことですが、まずは工事や維持管理で要求水準書——この水準以上のものを造ってくださいますとしており、そこは業者の事業提案次第になるので、実は今回2グループから提案があったわけですが、2グループの内訳も若干違っている状況です。

妥当性ですが、こういった要求水準が確かにクリアできていることは確認しながら進めています。金額に関しては、今回DBO方式ですることにより、資料がなくて大変申し訳ありませんが、金額的には従来方式で発注した場合よりも7,500万円ほど削減された形で試算結果を出しています。

また今回、民有地と貸付地がありますけれども、貸付地については駐車場が足りないのではないかとこのことですが、さきほど申したように今回の事業提案者は民有地に仮設の駐車場を確保しながら事業を進めていきますし、最終的には現在よりも駐車場スペースは広く確保する、そこも要求水準の中で270台以上としっかり数字も出した上で、そういった数字をクリアできるような要件に出来上がっている状況です。

**堤委員外議員** そうやっていろいろ比べたと、私は詳しいのを見ていないから分かんないけど7,500万円削減だと。今後建設するときに、今インフレ条項とかいろいろ出てきているよね、最近の土木の関係でね。そうなってくると、根底が違ってくるわけやな。だから一括でそういった数年間分の維持管理を出すのも大事なんだろうけど、そういった物価高騰の状況を見たときに、やっぱり単価がまた上がってきて契約をし直さなければいけないとならないように、ぜひやってほしいと思います。

もう一つ、こういう大きな金額になって一括

発注すると、地場の建設会社がなかなか入れないんだよね。平倉建設株式会社が入っているけど、やっぱり県内の建設業者が発注してもらおうと思うと、下請の孫とか曾孫とかになってくるわけだから、そこら辺は重層構造があるから、我々も分割発注が一番いいと思うけれども、こういった場合の下請に、県内の中小零細企業が入っていけるような目配りは、発注者の県としてやってほしいと思いますね。これは要望でいいですけど、よろしくをお願いします。（「委員長、これは今日結論を出すの。なんなのかな、これカフェとかコンビニとか、言っていないかな」と言う者あり）

**阿部委員** いいですか。ちょっと説明がよくなされていない。ここに、こういう総合庁舎にする、そのためにはこうやる。今回こういう計画でこうやるんだと。たかだか7千万円安くなる、それがためにこういうやり方がいいのですかと。しかも27億円もの金額を使っていくわけですから、もう少しそれが地域のために、ここを利用するいろんな県民のためにこれだけなるんだということを、もう少し説明してほしい。民有地とか貸付地とか、これは何。これさえ聞いていない。他の人たちは聞いているかも知れないけど、少なくとも私は委員の一人として聞いていない。聞いていないときに、では承認してくださいと言われても、それはちょっと、はいそうですと言うわけにはいかない。これは一番後ろに回してくれないかな。（「休憩で」と言う者あり）いや、だめだ。順番を変える。（「もしあれなら、多数決でさせてもらったらどうですか」と言う者あり）多数決って、俺が一人で反対したらあんたたちどうなるの会派の中で。

（「保留すればいい、保留」と言う者あり）もう少し説明できるなら、やってみてよ。民有地とか貸付地とかカフェとかコンビニとか、これは何なの。総合庁舎という一つの建物の中で、こういうことが必要なのかどうか、それをしっかり説明してくれれば、我々が納得できれば、これは今日承認となるけど、どうなんですか。

**渡辺県有財産経営室長** まず、今回オレンジの部分の民有地に関しては、事業者が提案してき

たものであり、今回の26億円の中には全く含まれていません。今回の庁舎整備の対象には入っていない分です。青い部分は県有地です。ここについては、冒頭申した四つの庁舎があり、非常に分かりづらいので、一つの庁舎に集約します。集約することによって、駐車場もしっかりと確保した上で余剰地が生まれれば、余剰地を活用して提案してもいいという形で事業者から提案を募りました。

余剰地の提案に関しては、何か地元に貢献できるような施設にしてくださいと提案を募集したところ、平倉建設グループがコンビニを設置することによって、地域のちょっとした買物にも役立ち、それから庁舎で働く職員も利便性がよくなるとの提案を受け、総合的に判断して今回の平倉建設グループの提案を採用しています。

**阿部委員** それだけ。ちょっと後に回してよ。全ての審査が終わったあとくらいで。

**小川委員長** それでは、時間の関係もあるので、保留として進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。（「一回休憩して」「いやいや最後までいって、この請願1の議論の前に、第60号議案までいって、その後でやりましょう」「はい」と言う者あり）

**木付副委員長** ちょっといいですかね。これだけしか資料がないから、皆さんが分かりづらいんですよ。だから、発注条件が26億円と決める主なものがあると思うんですよ。途中経過がなくて結論だけをぼんと出しているから、何、何となると思うんですよ。その辺の資料を今から作っても間に合いますか、どうですか。

**渡辺県有財産経営室長** 資料を早急に準備したいと思います。（「それで後から」と言う者あり）

**小川委員長** それでは、後ほどまたお願いしたいと思います。

次に行きます。第56号議案職員の特殊勤務手当支給条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**井下審議監兼人事課長** 第56号議案職員の特殊勤務手当支給条例等の一部改正について説明します。資料の3ページを御覧ください。

1の職員の特殊勤務手当支給条例についてです。特殊勤務手当は著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務であり、給与上特別の考慮を必要とする業務に従事する職員に対して、本条例により支給しています。改正理由を御覧ください。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症が2類相当から通常のインフルエンザと同等の5類へ感染症法上の位置付けが変更されたことに伴って、国や各県との均衡を考慮して、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止するものになります。

具体的には改正内容のとおり、伝染病防疫作業手当の特例として、これまで新型コロナウイルス感染症にかかる宿泊療養施設での患者の生活支援、医療機関への搬送、検体採取等の作業に対し、日額3千円を支給していました。また、患者に直接接触して長時間作業を行う場合は、感染の危険性を考慮して日額4千円を支給しています。今回の改正において、赤字部分の特例を廃止したいと考えています。手当の名称については、国と同様の防疫等作業手当に改正したいと考えています。

次に、2の災害派遣手当の支給に関する条例の改正についてです。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、現行の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に名称変更されます。このことから、法改正にあわせた名称変更をするものです。

最後に、一番下の施行期日についてです。公布日施行としていますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法、それから内閣法の一部を改正する法律の施行に関しては、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日とされているので、法律の施行日と同日としたいと考えています。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** オンラインの守永委員もありませんか。

（「ありません」と言う者あり）委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第58号議案大分県使用料及び手数料条例等の一部改正についてですが、本案については関係する文教警察委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**高木財政課長** 第58号議案大分県使用料及び手数料条例等の一部改正について説明します。資料の4ページを御覧ください。

今回の改正は、道路交通法の改正に伴う特定小型原動機付自転車の運転者に係る講習手数料の新設についてです。新たなモビリティである電動キックボードについては、これまで原動機付自転車、いわゆる原付に位置付けられていましたが、道路交通法の改正により最高速度が20キロ以下に制御されているなど、一定の要件を満たしている電動キックボードを新たな区分となる特定小型原動機付自転車として位置付けることとされました。今回、この電動キックボードについて新たな交通ルールが定められるとともに、その交通違反を繰り返す者を対象とした講習が新設されることとなったため、講習手数料の設定を行うものです。

2の改正概要にあるように、歩道通行や信号無視などの違反を3年間で2回以上繰り返した者に対して3時間の講習を義務付けることとし、講習に係る手数料として1時間当たり2千円を設定します。これは道路交通法施行令の標準額と同額で全国同一金額になります。あわせて下の囲みの中ですが、福祉のまちづくり条例についても、信号機に関する基準について、国家公安委員会規則の改正等に則した改正を行います。また、施行日は公布の日としています。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

**守永委員** ありがとうございます。これに関しては、根拠となる法律が7月1日施行で先に施行された。道路交通法が先に変わったのですけれども、3年間で2回以上違反を繰り返した人の違反の状態は、既にカウントが始まっていると思っていいのか、その辺が講習対象者として既にカウントは始まっているものも数えていくのか、それとも、この手数料条例が公布されてから数え始めるのか、その辺はどうなのかということ。

それと、これもひよっとしたら警察に聞かないと分からないかもしれないですけれども、違反を2回繰り返したときに、すぐに講習を受けるものになっているのか、それとも2回以上、3回目、4回目、5回目になっても、その時点で受けなきゃならないと言われ続けて1回受ければいいのか、もしその辺の状況がどうなのかが分かれば教えてください。

ただ、何回も繰り返していく中で、いつか受ければいい、2回繰り返して運転に支障がないのであれば、何か実効性が弱いのかなと思いますけど、そういう部分で交通安全の面も含めた建付けがどのようになっているのか、御存じの方がいれば教えてください。

**高木財政課長** まず、施行の関係です。確か道路交通法の一部改正は7月1日施行となっています。今回大分県では、知事選等の関係があって議会の関係も今回の時期になりましたが、公布の日からやっています。

そして違反については、既に道路交通法は施行されているので、今現在、違反をした者は既に回数が数えられている状況です。そして、講習については、2回以上繰り返した場合となっているので、もし施行日以降7月中に2回、既に繰り返している者がいたとすれば、施行日以降に講習を受けるように公安委員会に対して通知をして、受講させる予定になっています。

また、繰り返し違反したらどうなるかですが、基本的には2回繰り返した段階で講習を受けさ

せることになっています。2回以上となっているのは、講習を受ける通知をチェックして、講習を受けさせるまでの間に、また繰り返す人もいるので、3回違反して講習になる方もいると思いますが、基本的には2回繰り返した段階で受けていただくと。そして、講習を受けなかった場合については罰則等の適用があります。それで、講習を受けると恐らく一旦クリアされて、また2回繰り返した場合は講習を受けさせとなる。今回の改正で、このキックボードについては免許不要で運転ができるから、免許失効の措置がないので、しっかりと講習等を受けさせて、適正な走行とか使用を促していくことになります。

**守永委員** 多分そういう形になるんだろうと想像はしたのですが、安全対策も含めて講習の在り方も、罰則を繰り返す以前にする必要もあるのではないかと思うので、この辺はまた警察に言うべきだろうと思いますけれども、またいい方策があれば、皆さんからも提案していただければと思います。どうもありがとうございます。

**小川委員長** ほかに委員の皆さんからありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の皆さんも、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** ほかに質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第59号議案大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**秋山税務課長補佐** 第59号議案大分県税条例の一部改正について説明します。資料の5ページを御覧ください。

まず1の改正理由についてですが、地方税法

等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、大分県税条例の一部を改正するものです。

次に、2の主な改正内容についてです。まず

(1)の自動車税ですが、アの環境性能割の税率区分の見直しについては、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置いた上で、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を2段階で引き上げるものです。次に(2)のその他ですが、アの公示送達制度の見直しに伴う規定の整備については送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合等において、その送達に代えて行政機関の掲示板に掲示して行っている公示送達について、利便性向上等の観点から、インターネットを用いた方法を導入するとともに、インターネットの利用に通じない方等へ配慮する措置、具体的には従来どおり行政機関の掲示板に掲示する措置を整備するものです。このほかイにあるとおり、引用条項の改正等に伴い規定の整備を行うこととしています。

最後に3の施行期日については、令和6年1月1日等としています。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方は、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第60号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**秋山税務課長補佐** 第60号議案大分県税特別措置条例の一部改正について説明します。資料の6ページを御覧ください。

まず1の改正理由にあるとおり、減収補填制度が適用される場合を規定している総務省令の一部改正に伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものです。

次に2の改正内容についてです。(1)対象地区の見直しについてですが、半島振興法及び離島振興法に基づく税制特例措置の対象となる地区と過疎法に基づく税制特例措置の対象となる地区が重複していることを踏まえ、税制特例措置の対象となっている事業者に不利益が生じないようにする観点から、重複している地区においては、過疎法に基づく特例措置のみを適用するものです。(2)適用要件に係る見直しについては、現行では離島振興対策実施地域内において、設備を新增設した者を税制特例措置の適用対象としていますが、離島振興法等の一部改正に伴い、離島振興計画に記載された産業の振興を促進する区域内において、新增設した者を税制特例措置の適用対象とするものです。(3)適用期限の延長については、半島振興法、離島振興法及び地域未来投資促進法の規定に基づき実施している県税の課税免除又は不均一課税の適用期限を令和5年3月31日から令和7年3月31日まで2年間延長するものです。

最後に、3の施行期日については公布の日とし、本年4月1日に遡及して適用することとしています。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願の審査を行います。

請願1インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について、執行部の意見を求めます。

**秋山税務課長補佐** お手元の請願文書表を御覧ください。

本請願は、コロナ禍や物価高騰等が地域経済に影響を与えている中で、このままインボイス制度が実施されれば免税事業者への新たな消費税負担や事務負担の増加等につながることから、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出するよう求めるものです。

インボイス制度は、複数税率の下で売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、税制の公平性や透明性を確保し、消費税の適正な課税を行うために必要な制度として位置付けられているものです。国では制度の円滑な移行を図る観点から、中小事業者の事務負担や取引に与える影響を緩和するため、十分な経過措置を設けるとともに、政府一体となって制度の周知や広報、事業者に対する様々な支援などに取り組んでいます。加えて、令和5年度税制改正において、免税事業者が課税事業者になった場合の納税額を軽減する措置や一定規模以下の事業者の少額取引について、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする事務負担の軽減措置等が新たに講じられました。本県としても、国や関係団体と連携してインボイス制度の円滑な導入に取り組んでいます。

**小川委員長** それではこの請願について、意見等はありませんか。

**玉田委員** ちょっと教えてほしいのですが、県内の免税事業者は大体何事業者ぐらいだと見通しているのか。それから、今いろいろ言われている中で、免税事業者のままでいいんだけど、インボイスでないと取引先の税負担が増えるので、取引を敬遠されるのではないかと不安が広がっているとか、そういった不安解消に向けて、何か取組があるのか。その2点について教えてください。

**秋山税務課長補佐** まず、免税事業者数につい

てお答えします。免税事業者数は全国で488万社、そのうち大分県内の免税事業者数は推計約3万3千社です。

続いて、インボイス制度の導入によって税負担がというところ、円滑な導入の観点で申し上げます。まず、中小事業者が不当な取扱いを受けることがないように、今後独占禁止法の法令に基づく相談窓口での対応、若しくは下請Gメンによる取引実態の把握等を行っており、免税事業者に対しては、取引への影響を緩和するため制度を導入してから6年間は一定の控除を認める経過措置を設けています。また制度導入後、一定期間については、消費税額の納税額を一定割合軽減する措置も令和5年度税制改正において措置されています。

**首藤委員** この文章の中で、新たな税負担が押し付けられる可能性があるという表現があるのですが、もともといただいていた消費税を払わなかった免税業者がいたとして、その方が払う分の解釈としては、新たな税負担にならないと思うのですが、このインボイス制度ができて、新たな税負担というのはどういうことが考えられるのでしょうか。

**秋山税務課長補佐** すみません、御質問の趣旨を捉えていない可能性があります。現行の制度ですと、まず消費税の申告にあたっては、過去の売上額が一定額以下の場合、消費税の申告を免除されるルールがあります。今回、委員のおっしゃった内容ですと、インボイスが導入された後に、インボイスの登録をされていない事業者、若しくは免税事業者も可能性があるかもしれませんが、そういった方が通常の商取引から外される可能性を懸念されていることではないかと想像しますが、さきほど申したとおり、そういったところは国の下請Gメン等で調査等する制度もあります。インボイス制度が導入されて、そういった懸念を払拭するような制度もあるので、制度の周知を引き続き国と連携しながらやっていく必要があると考えています。

**小川委員長** 首藤委員よろしいでしょうか。

**首藤委員** はい、よく分かりませんけど。

**小川委員長** ほかに委員の皆さん方からは。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員はないので、委員外議員の皆さんはありますか。

**堤委員外議員** お疲れ様です。いろいろ質疑が出されて県が答弁していますけれども、まず一つは、消費税が新たな負担増になるというのは、結局今の免税事業者は、別に消費税をもらっていても、もらっていなくても関係なくて免税、つまり消費税を納めなくてもよいという法律であったわけね。これが今回インボイスを発行することは結局、課税事業者に転換せざるを得ない。そうすると、消費税は申告義務が生じるわけね。そうすると新たに負担、つまり税金として納めていなかったのが納税義務が生じてしまう。だから、ここに書いているのは、新たな負担になりますという意味なわけね。

もう一つの問題は、様々な国の税制改正の中で、仕入税額控除についての3年間は8割、その後3年間で6割とか、つまり6年間で仕入税額控除の帳簿方式はなくなってしまうわけ。また、納税額も3年間だけは免税事業者は8割はカットしてよろしいと、2割だけ納めればいいと。いろいろなそんな手練手管を使って、導入しやすいようにしようとしているんだけど、結局は今、課税事業者になっているのは3万3千社のうち大体1万1千社なわけね。あわせて、最近では課税事業者から取りやめる零細事業者も増えてきているわけ。これは9月までに取下げがいつでもできますからね、それで、死亡だとか廃止だとか、そういうことも含めて廃止の届出をしている人が非常に多くなっている。

そういった意味から考えて、あわせてさきほど説明のあった下請Gメンとか独禁法とか下請代金支払遅延等防止法とか、いろんな法律に基づいて免税事業者が転嫁できるようにする方策を取ると言っているでしょう。実際には価格転嫁対策というのは、商工会議所等を通じてこれまでもずっとやってきたわけ。しかし、それでも価格転嫁はできなかったわけね、この問題は。あわせて、免税事業者が課税事業者に転嫁をして、今でも建設関連の元請からは文書で下請に、

インボイスの登録をしないと仕事から排除するよと、だから取りなさいという文書が今でも出てきているわけ。さきほどのような答弁があったとしても、出ているわけ。その辺、国も県も現実の商取引を知らないから、実際の末端の下請の中小零細業者、一人親方でやっているとかたった600万円とか700万円の売上げしかない方に元請からそうではないと困るよと。また……（「委員に説明しよるの」と言う者あり）そうよ。いや執行部に説明してもいい。（「何か委員会の趣旨をちょっと……」「いやいや、委員外議員のあなたが紹介議員として説明するけど、そんなことだったら、議員でも言える人と言えない人が出てくるよ、請願の紹介議員で」と言う者あり）いやいや、そういう説明をすることも大事。まともな答弁がなかったからさ。

（「本会議ならいいけど、委員会でそこまで朗々とあなたの言うことを聞いていたら、ああなるほどなと思わざるを得ん。あなたはその立場で言いよるんだから」と言う者あり）そうです。ぜひ賛同して。（「あなたの党を背景にして、個人的な立場で言いよるわけだから」と言う者あり）いや、違う違う。（「いやいや、そういう立場で……」と言う者あり）まあ阿部さん、俺が今しゃべりよるけん、途中から——委員長、それは止めな。（「なぜ止めるんか、簡潔にすりゃあいいじゃないか」と言う者あり）

**小川委員長** 簡潔に。

**堤委員外議員** それで、阿部委員が今言っているような形でね、彼らの答弁が実態と違うことはぜひ認識していただきたいと。だから、元下関係でなかなかそういう点ではインボイスを登録せざるを得ない、新たな事業として消費税を払ってしまう方が出てくるわけね。だから、そういう点では、ぜひ県としても認識を持っていただきたい。もう答弁は要らない。

あと私は紹介議員であって、採決は委員がするでしょうから、そういう点ではさきほど言った話も含めて、延期を求めている。当面は何とか延期していただきたいとの要望が強いんだから、ぜひ採択していただきたい。これは重ねて委員の皆さんにお願いしたいと思っています。

よろしくお願ひします。

**木付副委員長** 採決に入る前に、私は不採択の立場で発言しますが、これは税の公正公平を求めている制度であり、それでまた税金をもらっている人もいますよね。要は消費税で、ちょっとインチキではないけど、そういう人もいますし、そういう観点もある。今まで準備期間をしっかりと取って、インボイス制度を中小企業、小規模事業者にも商工会議所あるいは商工会を通してしっかりと説明会等をやっていると思うんですよ。それとまた、そういう必要が起きて、その辺の対策もしっかりやると言っているから、今さらこれまで準備してきたことを延期するのは、私は反対です。

**堤委員外議員** 委員長、（「いや、私が言ったから」と言う者あり）委員長、執行部に対して消費税は預り金の性格かな、それとも、預り金ではないのかな。それだけ聞かせて。

**秋山税務課長補佐** 預り金かどうかと言いますと、預り金という性格の税だと考えています。

**堤委員外議員** 総務部長、それでいいんかい。間違いないか、税法上。間違っているんだよ。消費税法を読んで。ほら、どこに預り金だと書いているの。一言も書いていない。価格として転嫁されているだけの話やね、預り金ではないよ。預り金という思いがあるから、さきほどのような懐に入れていたという概念が入ってしまう。預り金ではない。これは消費税法のどこにも書いていないから、それはもっと勉強しないと駄目だよ。それだけは言うておきます。

**若林総務部長** 冒頭の答弁で不十分な点があったこと、預り金については、改めて事実確認をした上で、必要があれば別途報告したいと思います。

税負担の話もありました。いずれにしても制度が変わった上で、それぞれの事業者がそちらに移行するかしないかの問題であり、移行した結果、これまでと違うことは当然あり得ることかと思ひます。

一方で今、国においても、そもそも移行をしなければいけないのかどうなのか、そういった段階から丁寧に事業者の相談に乗ろうといった

新たな取組も今年度から始めていると聞いています。さきほども説明しましたが、種々の軽減措置も新たに上乘せし、また説明の体制もより円滑に進むようにしてあり、我々としてもしっかりと事業者に届くようなサポートを引き続きしたいと考えています。

いずれにしても、円滑な制度実施に向けて県としてしっかりとやっていく考えなので、また引き続き、御指導いただければと思ひます。

**小川委員長** それでは、時間も下がっているので、請願の取扱いについて協議します。いかがいたしましょうか。（「不採択で」「採決して」と言う者あり）

それでは、不採択の意見がありましたので、これより挙手により採決を行います。

本請願は採択すべきものと決することに、賛成の方は挙手願ひます。（「少し伸ばすべきだと思ひます」と言う者あり）

〔賛成委員挙手〕

**小川委員長** 賛成少数です。本請願は不採択とすべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

なお、さきほど保留にした第55号議案については、最後に持っていきますので、よろしくお願ひします。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている、陳情2全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情について、執行部の意見を求めます。

**山本行政企画課長** お手元の陳情文書表を御覧ください。

本陳情は、令和5年3月に全国靈感商法対策弁護士連絡会が、政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明を全国1,788自治体に送付したことを受け、憲法違反の疑いが強い世界平和統一教会家庭連合との関係断絶などの議決を行わないことを求めるものです。知事部局では、本陳情書に係る対応については考えていません。

**小川委員長** この陳情について意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方は、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別にないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

**山本行政企画課長** 県内所管事務調査について報告します。総務企画委員会資料の7ページをお開きください。

まず、小川委員長をはじめ委員の皆様には、振興局をはじめとした総務部の地方機関を調査いただきありがとうございました。

振興局関係では、防災体制における人事異動時期の変更に伴う対応、地方創成や小規模集落対策などに係る市町村との連携などについて御意見をいただきました。また、県税事務所関係では滞納整理にあたる職員の配置や税務職員の研修について御意見をいただきました。さらに公文書館では、文書等をデジタル化した際の公文書の保管などについて御意見をいただきました。いただいた御意見については担当課で検討し、可能なものについては施策に反映していきたいと考えています。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別に質疑もないので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。①と②の説明を一括してお願いします。

**山本行政企画課長** 指定管理者の更新について説明します。総務企画委員会資料の8ページを御覧ください。

今年度中に更新手続を行う施設については、施設を所管する部局がそれぞれ関係する委員会において説明しますが、総務部が指定管理者制

度全般を所管していることから、対象施設の概要やスケジュール等について説明します。

まず、1更新施設についてです。表にあるとおり、今年度に指定管理者の更新手続を行う施設は9施設です。このうち、2大分県青少年の森から、4大分県神角寺展望の丘及び6大分スポーツ公園から8大分県立武道スポーツセンターについては、より効率的、効果的な管理運営を図るため、それぞれ一体的に指定管理者を選定することとしています。

次に、2選定方法についてですが、原則どおり公募します。

続いて、3指定期間についてです。5年間を原則としていますが、9別府港機械管理駐車場・県営3号上屋・石垣地区緑地については、別府港再編計画に基づき令和10年度に新設を予定しているフェリーターミナルの供用開始に向けて、令和8年度から別府港機械管理駐車場の撤去工事に着手する予定であることから、令和6年度から令和7年度までの2年間としています。

最後に、4指定管理者制度更新手続スケジュールについてです。8月上旬から手続を開始し、11月上旬までには候補者を決定します。県議会では第3回定例会において、債務負担行為予算議案について、第4回定例会においては指定管理者指定議案について審議いただく予定です。

続いて、新たな行財政改革計画の策定について説明します。総務企画委員会資料の9ページを御覧ください。

現行の行財政改革推進計画の計画期間が、長期総合計画の安心・活力・発展プラン2015と同じく令和6年度までとなっていることから、新長期総合計画の策定とあわせ、その下支えとなる新たな行財政改革計画の策定に着手することとしたので報告します。

今後、人口減少や少子高齢化の急速な進行と、それに伴う官民双方での担い手不足、物価高騰や社会保障関係費の増加、また、社会資本や公共施設の老朽化といった問題が懸念されます。一方で、社会全体では、AI、ドローン等の先端技術が急速に進歩するとともに、DXの取組

を強力に推進していく必要に迫られています。こうした状況を踏まえ、新たな行財政改革計画の策定については下段のスケジュールに沿って、民間有識者等で構成される行財政改革推進委員会で意見を伺いつつ議論を本格化させていきます。県議会の皆様にも、視点や方向性の段階から随時報告を行い、大所高所からの御意見をいただきながら策定作業を進め、令和6年9月には計画案を上程したいと考えているので、どうぞよろしくお願ひします。

**小川委員長** ただいまの報告について、委員の皆様さんから質疑などはありませんか。

**阿部委員** 指定管理のページがもうこっちに行っちゃっているんで、タブレットを余り使いきらんからページを戻せないだけだね。今、課長が指定管理の期限が来たので、また新たに管理者の選定をしますと、そしてまた議事に諮りますと言いましたよね。諮りますというのは、決めてしまった後に諮るの。

言わんとするのは、例えば9施設ありますが、このそれぞれが担当している委員会に、これに対しての指定管理を決めるのであれば、委員会に対して何か9施設に対して不自然な点がありますとか、何か意見がありますかぐらいなことは聞いた上で、これもそのまま公募するのであれば、選考材料の一つにされるわけです。それも何もしないで、ただ、さきほどの議案と一緒にですよ。2グループあって1グループが決まりましたと、そこで持ってくるから、いろいろ委員会の場で出てくるわけですよ。後で審議するけど、同じようなことをまたやるわけではないのですか。これはここだけの問題ではないと思う。ほかの指定管理を担当している部署についても一緒ではないかなと感じるのですが、それでは何のために委員会に持ってきて、皆さん方の意見を聞きますと。意見なんて言えるような段階ではないよな。否決する、賛成しませんよといったら、それは消えてしまうわけで、それではまた困るわけでしょう。計画も狂ってしまう。

どの時点かで、やっぱりそういう意見を聴取することはあるのかなのか、まずそれを聞か

せてください。

**山本行政企画課長** 指定管理者の指定については、各所管部局で選定委員会を開催して、管理候補者を決定して、議会で承認をいただいた上で決定になります。この候補者になりましたという形で委員会に付託して議決をもらうことでは、阿部委員がおっしゃるとおり、何を審議するのかとなるかと思ひますので、今回これから手続に入るので、候補者の選定にあたって、どういう経過でそうなったかを丁寧に説明するように、私ども行政企画課から所管部局に指導していきたいと思ひています。

**阿部委員** 他の部局について我々は議論する必要ないと思ひますよ。今は総務企画委員会をやっているわけですから、担当する部分を審議すればいいことですが、やはり我々に最終的に諮るのであれば、何らかの意見は聴取する機会があるのかと聞いているわけですよ。

**山本行政企画課長** 申し訳ありません。今までそういう形でやっていないので、今回委員の意見を踏まえて、事前に御説明に上がるような形を取りたいと思ひています。

**阿部委員** 説明ということで、私が言わんとしているのはね、あなたがここに諮りますよ、要するに常任委員会にこういう状況を報告して、そして常任委員会に諮るわけですから、諮るということは報告と違うわけでしょう。今の流れだったら、報告になってしまうんですよ。これでは委員会にかける必要性は何にもない、出来上がったもの。そこをやはり問うているわけですから、今までしてきた流れがあるでしょうから、この辺を踏まえて、これからの指定管理はどうするかについて、ぜひ議論していただきたい。

この施設に関係しているいろんな人たちからも出てくると思ひますよ。私も武道スポーツセンターには相当愛着を持っていますよ。そういう中で、やはり今の指定管理をしているところと一緒にあって、子どもたちにもう少し幅広くそれに取り組めるような、そういう活動をしていこうと、ものすごく率先してどんどんやっている。そういうことがあなた方の耳に入ってい

るのか。そういったこともやはり耳に入れる努力をしていただきたいと申し添えて、少し提案させていただきますので、よろしくお願いします。

**守永委員** フェリーターミナルの関係ですが、別府港の機械管理駐車場の部分、9番ですけれども、これは2年とする理由が指定期間の欄に書いてあるのですけれども、この別府港再編計画というのがどういう内容になっていて、どういう工事がされるか知りたいので、どちらに尋ねていけばいいのかだけ教えてください。

**山本行政企画課長** 再編計画については、土木建築部が所管しています。港湾課が所管しているので、詳細についてはそこでお尋ねをいただければと思います。

**守永委員** ありがとうございます。今、土木建築部のどこにおっしゃいましたか。よく聞こえなかったものですから。

**山本行政企画課長** すみません、計画は企画振興部の交通政策課です。申し訳ありません。（「ありがとうございます」と言う者あり）

**小川委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**若林総務部長** さきほど議案審議の際に御指摘があり、再説明をとというのですが、一旦資料を執行部で今まとめたところですが、御相談ですが、今後の進め方等について委員長と御相談と申しますか、お願いした方がいいのか、その辺について御指導いただければと思います。

（「ちょっとこのまま入るのはどうなのか。ちょっと出てもらって、委員だけで話をして、そしてまた来てもらって」と言う者あり）

**小川委員長** それでは、ここで休憩します。執行部と委員外議員は退席をお願いします。

午後2時37分休憩

午後2時43分再開

**小川委員長** それでは再開します。

さきほどに引き続いて、第55号議案工事請負契約の締結について審議します。よろしくお願いします。

**渡辺県有財産経営室長** 先に資料を配布してよろしいでしょうか。

**小川委員長** お願いします。

〔執行部が紙資料を配布、Side Booksにデータを格納〕

**渡辺県有財産経営室長** まず初めに、委員会での説明に丁寧さが欠けていたことを大変申し訳なく思います。今後は気を付けたいと思います。よろしくお願いします。

お手元に資料を配布しました。まず、一番最初の資料は、さきほど少し触れた昨年6月議会の諸般の報告で説明した資料です。このときに、9月に事業報告を行う予定で進めていたので、まずは議会に報告をすることで進めていました。

このとき既に令和4年度当初予算で債務負担行為を承認いただいていたので、債務負担行為の中でそういった報告を行っています。実際に公告をしたのが昨年10月3日で、9月にできなくて10月3日に公告をして、公告した内容は次のページにある別府総合庁舎建替事業の概要です。左側の事業目的とか、整備する施設は庁舎、車庫、倉庫と、それから、庁舎については4,500平方メートル、その他500平方メートルの5千平方メートル、基準面積のプラス10%、マイナス5%の範囲内で提案をお願いすることにしていました。

事業の範囲は庁舎建替事業、これがその下にあるDBO方式で行うことと余剰地を活用するものです。右側を御覧ください。この別府総合庁舎建替事業を審査するにあたっての審査項目です。結局これが要求水準を満たしているかどうか、こういったことを満たしてくださいとして列挙しているものです。主な審査項目を書いています。が、庁舎の利用しやすさ、持続性、環境配慮、木材利用、長寿命化、維持管理の容易性といったことを提案していただくこととしました。

設計・建設業務に関する事項では、ゾーニングということ、まず県道からの視認性が高いこと、特に余剰地活用によって庁舎の視認性が阻害されないよう配慮をすること。来庁者と職員動線の確保、特に保健所はプライバシー保護に配慮した計画が必要なので、そういった提案をお願いしたい。行政ニーズや多様な働き方に対応できるような計画もしてください。それから、障がいの程度にかかわらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン計画です。

さらには、長寿命化、ライフサイクルコストとして、今後80年間の利用を踏まえた建物の長寿命化に配慮した計画、それから、木材利用では、一部木造化や木質化など、積極的な提案をお願いします。

そして四つ目では、環境配慮計画、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）ということ、省エネルギー設備を導入するなど、ZEB化への具体的な実施方針や手法が検討された計画をお願いしました。それから5の施工計画は、仮設庁舎を不要とし、新築から解体までの手順が、効率的かつ安全な計画とするようにしていました。

余剰地活用に関しては、近隣の住民等が日常から利用でき、利便性、満足度の高いサービスが提供できること。それから、歳入の安定確保に向けて計画の実現性、長期にわたる運営の安定性、継続性の観点から具体的な方針を提示してほしいとして行いました。

この選定にあたっては、事業者選定委員会を設けて——資料がなくて恐縮ですが、民間委員5人、行政3人の8人の委員で審査しました。提案は今回落札した平倉建設グループと、もう1グループが別府市に本拠を置く和田組を代表企業とする和田・大建・メンテナンス建設工事企業体グループという二つのグループから提案がありました。

そして、この提案内容を審査の段階で価格審査と性能の審査を二つに分け、千点満点で審査をしています。価格と性能の比率は2対8で、価格よりも性能重視で提案をお願いしています。

最終結果は、ホームページに出ているのです

が、資料がなくて申し訳ありません。平倉建設グループが862.6点、和田組を代表企業とするグループが790.6点で、平倉建設グループが最終提案者となり、県は最終提案者を基に、落札者として決定しています。

落札者と決定した平倉建設グループの提案ですが、提案をまとめたものが3枚目についています。左側の図がさきほど委員の皆様に見ただいた絵から少し傾いているので、ちょっと違和感があるかもしれません。大変申し訳ございません。

右側に行って、今回の提案でまず一番上になりますが、別府湾、春木川の眺望が得られる東向きの執務室、それから鶴見岳が噴火する可能性もあるので、噴石方向である西側にコア部分ということで、頑丈な造りにする庁舎で敷地西側に配置したのが平倉建設グループです。提案は、規模・構造等は延べ床面積4,552.36平方メートル、地上5階建ての鉄筋コンクリート造です。

その下のゾーニングでは、分かりやすさと使いやすさを兼ね備えた執務空間とか、それから、1階部分に広いエントランスを設けて地元の魅力を発信するとか、来庁者の多い保健所等を低層階に配置すること。それから、二つ下の将来改修に適したRC造純ラーメン構造というのが、これがさきほど少し説明した働き方改革とかにも対応できるように壁のない構造で、比較的フレキシブルに対応できる構造となっています。

その下の環境・ZEBに関しては、環境配慮型庁舎ということ、今回太陽光発電設備を屋根に載せますが、ZEB Ready 60%を達成することができるという提案をいただいています。自然エネルギー活用のデザインをエコシャフト、ダブルスキン等を使って、環境配慮型に行います。

それから、長寿命化では、私どもも公共施設総合管理指針でも長寿命化計画により80年にわたる庁舎利用を目指しているため、耐久性に優れたRC造を採用して、仕上げは対候性等に配慮、災害に強く更新性に優れた設備計画とするといった提案がありました。

それから木質化では、木造化までは至っていませんがエントランスホール、大会議室の内装等は県産材で積極的に木質化に行っていきます。また、エントランスホール等の開放された共用空間を地元の工芸品や素材でしつらえた温かみを体感できる空間として提供する提案がありました。

余剰地に関する提案ですが、余剰地に関してはコンビニとカフェの提案があり、庁舎利用者や近隣住民の方など、幅広い世代のニーズにあったテナントを誘致する提案がありました。また、利便性の向上や地元のにぎわい創出への寄与のほか、災害時の防災拠点としての役割も――災害時の防災拠点というのが一時避難場所、さきほども触れましたが、噴石とかが飛んできたときに、一時的に逃げ込めるような役割も担うという提案です。

事業スキームは、さきほど2枚目で説明したとおり、構造は最大30年間でしたけど、平倉建設グループから提案があったのは20年間で

す。さきほど申したとおり、この平倉建設グループを落札者として契約準備を進めてきて、契約書については当初予算の中で計上しています。既に県有財産総合経営推進事業費の中に7千万円ほどの設計額を入れてあります。今回は工事請負契約が議決案件ということで、このような形で説明しましたけれども、さきほどから御指摘を受けているとおり、もう少し丁寧にすべきだったと考えています。

以上がこれまでの提案等の流れと今回の工事請負契約についての説明です。

**小川委員長** それでは、補足資料と補足説明がありました。私の進行のまずさもありましたけど、これから皆さん方に質疑があれば出していきたいと思えます。

**阿部委員** 私が言い出したことだからね、さきほど聞いたら、各会派の議案説明会では説明したそうですが、私はちょっと聞いていなかったの、大変失礼なこともあったんですけど、その当日は出ていないので、聞いていませんでした。他の人がどうだったかは個人的に分からな

いので発言したわけですが、多分、議案説明でも今みたいな説明はされていないと思うんですね。ぜひこれからは、こういうことをやる際には、もう少し丁寧に。委員会に議案として出ているわけでしょう。議決するかどうかですよね。そこまで大事なことですから、やはりそこは当初予算で付いたからいいのではなくて、今までの流れや経緯も踏まえて説明すべきではないかと思えます。

そして、やはり最終的に総務企画委員会で可決してほしいという経緯をしっかりと丁寧にやっていただきたい。このことをお願いして、私の意見にしますので、よろしくをお願いします。

**若林総務部長** 今回は委員御指摘のとおり、単なる報告ではなくて議決を要する案件です。我々執行部は当然のことながら、議決案件、報告案件と様々ありますけれども、きちんと議会で御理解いただいた上で審議いただくのが当然の前提と心得ていましたけれども、今回資料の内容及び様々な機会の説明する中で行き届かなかった点もあり、この場での説明も不十分な点があったかと思うので、本日のことを契機に今後きちんとまた説明して、一人一人に案件をまず御理解をいただいていくことに、これまで以上に心を砕いていきたいと考えています。どうも本日はありがとうございました。

**渡辺県有財産経営室長** 御意見ありがとうございました。さきほど当初予算が付いたからいいという、ちょっと私が誤解を与えたような感じで、当初予算では設計金額の予算はいただいていますけれども、当然、工事請負契約が今回議決をいただかないと、工事請負仮契約で今停止条件付契約なので、設計契約も当然ながら議決をいただいて効力を発することになっています。全て工事請負契約で委員から議決をいただかないといけませんので、そういう意味からも、やはり工事請負契約だけではなくて、全体でしっかり丁寧に説明すべきだったと反省しています。しかも金額も大きいですから、委員の皆様が心配されることだと思いますので、そこら辺は今後しっかり丁寧に進めていきたいと思えます。（「よろしくをお願いします」と言う者あり）

**小川委員長** それでは、今後より一層の丁寧な説明をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** それでは、第55号議案工事請負契約の締結について、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これをもって総務部関係の審査を終わります。執行部は、お疲れ様でした。

ここで暫時休憩します。再開は午後3時10分としますので、よろしくお願ひします。

午後3時04分休憩

午後3時10分再開

**小川委員長** それでは再開します。これより企画振興部関係の審査に入ります。

なお、本日は守永委員がオンライン参加です。また、委員外議員として木田議員、堤議員に出席いただいています。

それでは、議案審査に入ります。

まず、第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**山田企画振興部長** それでは、第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、企画振興部関係について説明します。

先日の予算特別委員会で説明申し上げたように、新しい長期総合計画の策定、若年者の移住促進、東九州新幹線の整備計画格上げに向けた機運醸成、大分空港を起点としたMaaSの推進、芸術文化やスポーツを通じた地域活性化などの事業に取り組むこととしていますが、本日は予算特別委員会で説明できなかった残りの4事業について担当課長から説明します。

**工藤おおいた創生推進課長** それでは、資料の2ページをお開きください。

事業名欄の一番下、地域活力づくり総合補助金です。補正予算額は2億5千万円、当初予算

と合わせた累計額は5億円です。この事業は、活力みなぎる地域づくりを推進するため、地域の活力維持と発展に向けた様々な主体の取組を支援するものです。本格的な事業実施前の調査研究や試行等の挑戦を支援するチャレンジ枠及び地域資源等の特色をいかした持続可能な取組の立ち上げや定着を支援する地域創生枠、空き家を活用した地域活性化につながるビジネス化の取組を支援する空き家ビジネス活用支援枠を設定して、きめ細かく柔軟に地域活力の維持と発展を図る取組を支援します。

次の3のページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、ネットワーク・コミュニティ推進事業費です。補正予算額は3,250万円、当初予算と合わせた累計額は9,540万6千円です。この事業は、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の希望を叶えるため、複数集落で機能を補うネットワーク・コミュニティの構築を市町村と連携し、推進するものです。例えば小規模集落等支援事業費補助では、地域コミュニティ組織が行う、地域課題の解決や自主財源確保の取組、デジタル化等に要する経費に対し市町村と連携して助成します。**荻国際政策課長** 続いて、資料の4ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、海外戦略総合対策事業費です。補正予算額は255万5千円、当初予算と合わせた累計額は1,677万円です。この事業は海外の成長を取り込み、本県産業の活性化を図るため、海外戦略に基づく海外政府機関との連携推進や民間事業者の海外展開支援等を行うものです。今回の補正では、事業概要の一番上、インドネシアへの展開支援として、昨年9月に訪問したインドネシアに今年度下半期に再度訪問するための経費を計上しています。今回は、今年1月に任命した在インドネシア外国人材アドバイザーをはじめ、現地カウンターパートの皆様の協力の下、優秀な人材の取り込みに向けた具体的な協議を進めていく予定としています。

**三浦芸術文化スポーツ振興課長** 資料の5ページをお開きください。

事業名欄の一番上、大分スポーツ地域活力創出事業費です。補正予算額は1,450万円、当初予算と合わせた累計額は4,732万3千円です。この事業は、ナショナルチームやプロ等のトップチームのスポーツ合宿の誘致を推進することにより、交流人口の拡大や地域の活力を創出するものです。具体的には、ナショナルチーム等の県内での宿泊費あるいは交通費といった合宿に係る経費を補助するものです。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

**木村副委員長** 今の説明にはなかったのですが、予算概要18ページの安心・活力・発展プラン2015推進事業費についてです。政策の評価等をするのはいいと思うのですが、プラン推進委員会の開催も今年度予算で付けているので、これは安心元気・未来創造にそろそろ移った方がいいのではないかなと思うのですが、今からのスケジュール的なことと、どうやるのかを教えてください。

**小野政策企画課長** 安心・活力・発展プラン2015推進事業費のお尋ねです。

新しい長期総合計画県民会議を開催していこうとする中で、現行の推進委員会はどうなるかとお尋ねですが、プラン推進委員会は毎年、前年の事業の政策、施策、事務事業等について評価していただいております。これは例年8月下旬に行っているのですが、ここまではプラン推進委員会を開催して、そういった評価をしていただこうと思っています。

その後は、新しい県民会議を9月の予定で今準備をしているので、そちらにシフトしていく考えで行っています。（「はい、いいです」と言う者あり）

**阿部委員** 海外戦略総合対策事業費で、るる載っているのですが、非常に小さい額もあるのですが、具体的にどうしているのか。一つ一つ簡単でもいいから、例えばタイ政府との連携強化が279万円でしょう。そのぐらいの金額で何ができるのか。まして67万円とか61万円を何をしているのか。ただ、パンフ

レットを向こうに送って、政府機関かどこかにぼんと置いてもらっているぐらいなのか。せっかく項目を掲げているのだから、どういうことをやっているか説明してもらえないですか。

**荻国際政策課長** 海外戦略総合対策事業費の内容についてのお問合せでした。

タイ政府との連携強化については現在、商工観光労働部でタイの保健省と医療機器とか高齢者の見守りシステムといったものを売り込もうとする動きがあります。それにあわせて、こちらに組んでいる279万円は、主に我々企画振興部国際政策課の職員がタイと一緒にいって、関係機関に働きかけをする旅費を計上しています。これとはまた別途、商工観光労働部でも旅費を計上しています。

それから、三つ目の英国・ウェールズ政府とのMOUに基づく連携については、令和4年3月にウェールズ政府とMOUを締結しており、令和4年度、5年度と連携事業をやっています。例えば、昨年度は向こうの合唱団を招聘して財団で歌っていただいたとか、あるいは大分大学に留学生として来ていただくとか、そういう相互交流をしており、今年度もMOUに基づいて、ウェールズ政府と連携をしようと、こちらにも主に職員の旅費を計上しています。なかなか各事業がありまして……（「ずっと説明してください」と言う者あり）

それでは、フランスPR事業です。これは令和元年に、九州経済連合会が九州各県と連携してフランスでPRを行う事業でした。令和元年はそういう形で実現できたのですが、令和2年、3年、4年とコロナ禍でできていない状況が続いています。毎年度、こちらを当初予算に計上しており、令和5年度も九州経済連合会の要請に応じて390万円を計上していますが、九州経済連合会から今年度も見送るという連絡があり、この事業については残念ながら今年度は実施できそうにない状況です。

続いて海外ネットワーク活用事業ですが、こちらは例年、香港でPRをしている事業として、事業費としては旅費と若干のイベント開催経費となっており、今年度も令和5年11月頃に香

港でPR事業をすることにしています。

アジアビジネス研究会事業は、アジアビジネス研究会という民間企業を交えて、国際政策課が事務局を持って運営しているのですが、その中で年3回の講演会をやっており、主に講師の謝金とか旅費、会場使用料を積み上げています。

それから、海外自治体との交流事業については、ここに書いてあるとおり湖北省との交流、これはもう10年来、大分県で進めていますけれども、向こうから職員が来た際の受入経費とか飲食に要する経費を積んでいます。こちらも残念ながらコロナ禍により、ここ数年途絶えていて、今年度もなかなか実施ができる状況ではないと思っています。

一方で海外自治体職員受入事業、こちらも湖北省から研修生を受け入れる事業ですが、こちらは令和2年度から途絶えていたのですが、今年度はようやく中国も水際対策を撤廃したので、この事業は研修生を受け入れることが可能となっています。

最後の海外地域調査事業についてです。これは、海外でいろいろ調査することが生じたときに臨機応変に使う経費で、予算上は武漢とかベトナム、ダナン等に職員が出張する経費を計上しています。

**阿部委員** この中には、行くと想定したけど、不用額となるものまでもこうして書いているわけだな。それより、まだたくさんやっているのでしょうか、書いてあること以外にも。（「はい」と言う者あり）不用額になるぐらいだったら、ここに書き出すほどのものでもない。もっと大事なところがあるのではないかな。やはり世界に向けていろんなことを発信しているわけですから、何かこうして見るとちまちまやっているようで、中心になるのがインドネシアの展開支援で、人を派遣するだけの255万円だと余りにも少な過ぎるのではないかと感じる。そのところは私の個人的な思いであって所感なので、どうこう言うわけにはいきませんが、今までほかの予算審議をしている流れの中では、何かちまちましたものが出てきたなど。これがまた、正に国際的に世界に向けて打ち出していこうと、

いろんな農業産品の輸出にしても、そういうところも踏まえた一つの流れ、基本になる企画振興部がこんなことでは、果たしていいのかなと思いますけど、そのところはまたこれから議論していきましょう。結構です。

**首藤委員** 大分スポーツ地域活力創出事業費なんですけど、アーバンスポーツの振興でイベントのような形でスケボーとかができるように書いてありますが、このアーバンスポーツを大分県内で、常設でどこかに準備をしてやる予定があるのか、今後の展開も含めて内容をもう少しお聞かせいただけますか。

**三浦芸術文化スポーツ振興課長** アーバンスポーツについてのお尋ねでした。

今お話のあったとおり、このアーバンスポーツについては、スケートボードの人气が最近高まっているので、全国から大会を招致してやっていこうとする取組でもあり、県内でも広げていきたいと考えています。そういった場所があるのかとのことですが、スポーツ公園の東駐車場の中に令和2年に設置して、そこで開催できるかなと考えています。

それと、こういったスケートボードのPR等についてはイオンとか、そういったところも比較的積極的にPRに取り組んでいただいているので、連携しながら今後も進めていきたいと思っています。

**小川委員長** 首藤委員よろしいですか。（「はい」と言う者あり）守永委員もありませんか。（「結構です」と言う者あり）

委員外議員の皆さんは、質疑などありませんか。

**木田委員外議員** 企画振興部予算概要の66ページにある東九州新幹線推進事業費について、予算特別委員会で尋ね切れなかった部分があるのでお願いします。

地方の財政負担分についてですが、今の小倉ルート案からすると、起債でやっていくパターンになるのではないかと思います。大体30年間で2,700億円ぐらいの地方負担になるのですが、沿線自治体でと資料に書いているのですが、沿線自治体とは沿線の市町村なのか、県

なのか、その辺がちょっと分からなかったので、そこら辺を教えていただきたいです。

これは起債をして建設事業費を負担していくのですが、そのときに交付税に算入されるとのことで、国から財政支援があるとの説明もありました。これは50%から70%と幅があるわけですね。50%になるのか、70%になるのかは、どのように交付税上で算定される仕組みなのか。これで20%違うと、やはり30年間経つと500億円ぐらい地方負担は変わってくるので、その辺の仕組みはどのようにしているのか教えてください。

**藤川交通政策課長** 新幹線のことでお答えします。

まず、地方の考え方ですけど、過去のと云うか、今までの整備新幹線のやり方を見ている、要はそれぞれまちまちです。県で全て負担するとか、また整備の部分もそうなのですが、並行在来線の部分については、第三セクターで持つのか、それとも上下分離でJRがやるのかとか、そのときの負担はどうなるのかとかは、それぞれまちまちですので、多分今後の話合いになるだろうと思っています。

交付税も正直明確な、こういう場合だったら50%だ、こういう場合だったら70%だとかがなさそうで、これも過去の例を見ていくしか今のところなく、私も記憶が曖昧で申し訳ないのですが、西九州新幹線では余り高い交付税率は確か認められていなかったのではないかと思います。そこも正直、これだという計算式があって決まっているわけではない。いろんな働きかけによって決まってくる部分もあるのではないかと思います。

**山田企画振興部長** 今の起債分の交付税措置の幅ですけど、私が聞いたところによると元利償還金、年間の元利償還金の当該自治体の標準財政規模に占める割合によって変動する。ですから、標準財政規模が小さいところについては、元利償還金の負担が身の丈に合わず、負担が重ければ交付税措置の割合が高くなるようです。ですから、大分県の場合がどうなるかは正式に計算してみなければ分からないのですけ

れども、その幅が50%から70%、小さい自治体ほど交付税措置の率が高くなると聞いています。

**木田委員外議員** ありがとうございます。今回、改めて予算を付けてルート選定の費用便益分析(B/C)をやり直すとのことですから、そうなるとききほど県単位の地方負担なのか、市町村単位なのか。それで、標準財政規模によって地方の負担割合も変わってくることになれば、そういったこともしっかりと表に出して、この事業の是非というか、県民の皆さんに諮る必要があるのではないかと思います。

まだまだ我々もそういった細かいところを知り得ていないので、またそういったものはしっかりと議会にも示していただきたいと思います。

**小川委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は会計管理局関係の審査の際に一括して行います。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

**山田企画振興部長** 先月実施された県内所管事務調査では、地域活力づくり総合補助金等で支援した団体や施設のほか、JR高城駅におけるバリアフリー化やスマートサポートステーションの導入状況とか、今年度に第4期中期計画を策定する県立芸術文化短期大学などを調査いただき、誠にありがとうございました。

いただいた御意見は、今後の施策にいかしていきたいと考えています。本日は、その御意見のうち移住定住の取組について、担当課長から説明します。

**工藤おおいた創成推進課長** 私から、市町村等と連携した移住定住の促進の取組について説明します。資料の6ページをお開きください。

県では昨年度、移住者と地域住民の双方が安心して住めるよう、移住希望者や移住者を支援する移住支援団体を育成する市町村に対して補助制度を創設しました。この移住支援団体に期待する役割としては、移住者交流会の開催や自

治会費、地域住民として参加が必要な行事などの自治会ルールを明記した地域カルテの作成などです。昨年度は4市に対して支援しました。

委員の皆様には4市のうち、杵築市の一般社団法人うつりくらすと日田市のNPO法人リエラに訪問いただいたので、中津市と佐伯市の活動について紹介します。

まず、中津市の移住支援なかつです。過疎地域の住民を中心に移住支援団体として立ち上がり、地域住民と移住者の双方が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。移住者交流会では、移住支援なかつの移住サポーターと移住者が参加し、4グループに分かれて地域カルテに載せる項目等について意見交換をしていただきました。地域住民にとっては、移住者の思いや悩みを知る機会となり、今後どのような支援が必要なのか考えるきっかけになったと聞いています。また、モデルとなる1地区にて、移住者交流会での意見を反映させた、地域カルテの作成にも取り組んでいただきました。

次に、佐伯市の一般社団法人困り事お助け協会です。移住者交流会では、本匠地域の水車茶屋にて、そば打ち体験を通して移住者と地域住民との交流を深め、大変盛り上がったと聞いています。地域カルテについては、佐伯市内368地区の区長にアンケートを実施し、佐伯市全域にて地域カルテの作成に取り組んでいただきました。移住者に必要な地域情報を事前に共有することで、移住後の不安軽減につながっていると伺っています。今後も、移住者と地域住民が安心して地域に住み続けられるよう、市町村と連携し、移住支援団体の育成支援を行っていきます。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別に質疑もないので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

まず、①と②について説明をお願いします。

**小野政策企画課長** 資料の7ページを御覧ください。

予算特別委員会でも審議いただきましたが、現行の長期総合計画が令和6年度末までとなっていることから、時代の潮流を踏まえ、多くの県民の声を反映させた、新たな長期総合計画の策定に着手することとしたので改めて報告します。

資料左側の基礎データ欄にある、将来推計人口の分析や県民意識調査については既に取りかかっていますが、今後は資料中ほどの検討体制にあるように、各界の有識者からなる新長計策定県民会議を設置して、安心、元気、未来創造の3分野に分かれていただき、今後の本県のありべき姿等を議論いただくこととしています。

また、個別テーマをより深く議論する必要が生じた場合に備えて、専門家を加えた重要政策研究会を設置するほか、右側にあるように市町村長や地域住民の声を伺う場も設ける予定です。

スケジュール欄にあるように9月に最初の全体会を立ち上げ、各部会をおおむね2か月に1回のペースで開催しながら策定作業を進めていきます。令和6年第3回定例会に計画議案を上程したいと考えています。県議会の皆様には、計画骨子の段階から随時報告し、全体の説明をする場を設けていきたいと考えているので、大所高所からの御意見を賜りますよう、よろしくをお願いします。

**三浦芸術文化スポーツ振興課長** 今年第1回目を迎える国際自転車ロードレース、ツール・ド・九州について説明します。次の8ページを御覧ください。

まず、今年の2023大会についてです。九州各県と経済界が一体となって、世界中のプロチームが参加できる、国際自転車競技連合のクラス1の大会に認定されました。本県では大会最終日となる10月9日に約135キロメートルのコースでレースが展開されます。これまで機運醸成として、スタンプラリーや週一イベント

トなどを行ってきましたが、今後は自転車専門のインフルエンサー等も活用しながら、県内外への情報発信を積極的に行っていきたいと考えています。また、大会当日については、飲食や物産、観光のPRブースを設置するなど、大会を盛り上げていきたいと考えています。

それから資料の下から4行目のところから、2024大会についてです。ツール・ド・九州については、九州経済連合会が事務局をしていますが、大会事務局では、今後毎年開催していきたいと表明しており、これに伴って毎年開催県の募集が行われます。先日発表された日本政策投資銀行の試算では、本年度のツール・ド・九州の経済波及効果は約30億円とされており、大分ステージの経済波及効果は7億円を超えるといった試算が示されています。また、大分ステージにおける観客数も2万人以上と想定されており、開催の効果は非常に大きいのではないかと考えています。こうしたことから、本県としてはできれば第1回大会に引き続き、第2回大会についても積極的に参加する方向で検討しています。今年の2023大会を一過性の大会とするのではなく、継続して本県で開催することで、地域の活性化やサイクルツーリズムの振興につなげていきたいと考えています。

**小川委員長** ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別に質疑もないので、次に③と④について説明をお願いします。

**藤川交通政策課長** 私から2点報告します。次の9ページを御覧ください。

大分空港海上アクセス整備事業に関して、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて報告します。

まず、船舶調達の状況についてですが、船舶に関しては、造船事業者がヒューマンエラーにより、船体を浮上させるためのリフトファンを動作試験中に破損させてしまったことで、1番

船の納入が本年7月20日の期限から約2か月、2番船の納入も本年10月12日の期限から約1か月遅れる見通しであることを6月6日の知事定例記者会見において発表しています。船体に取り付ける前の試験台での事故であったため、船体への影響はありませんでしたが、代替りのリフトファンの再製作に時間を要したことや再発防止のために作業手順を見直したことなどが原因でスケジュールが遅れました。

その後の状況ですが、リフトファンの破損後は予定どおりに建造が進められ、1番船は6月16日に船体が完成しました。船体完成の報告を受け、国の検査官——具体的には関東運輸局の検査官がイギリスに行って、船舶検査が行われました。我々県もイギリスに行って、仕様どおりのものができているのか、速力や揺れの状況など性能面の確認を行いました。いずれの検査においても特に問題は確認されていません。1番船は、今月14日に貨物船でイギリスを出発して大分県に向かっており、さきほど状況を見たところ、ちょうど地中海に入ってイタリアの南の海上を航行していて、あと2日くらいでスエズ運河を通過する状況です。順調にいけば8月下旬頃には大分県に到着するスケジュールとなっています。その後、到着したら国による最終の船舶検査を経て、9月中旬頃に本県に納入される予定です。

また、2番船と3番船についても、1番船のリフトファン破損後は予定どおり建造作業が進められており、2番船は当初より約1か月遅れでの11月下旬頃、3番船は当初の予定どおり来年1月18日までに、それぞれ納入される予定です。なお、1番船の納入が遅れたため、予定されている操縦士の訓練等が開始できず、開業時期が遅れる心配も出てきましたが、本年度中の運航開始に向けて、現在運航事業者と調整を行っています。

続いて、発着地整備の状況について報告します。次の10ページを御覧ください。

大分市側発着地で、上段写真の左側を見ていただきたいのですが、ホーバーの操船訓練で使用する艇庫と斜路の工事が優先的に進められて

おり、この二つは9月末の完成を予定しています。また、ターミナル上屋——右の写真の右側ですが、これについては12月に完成予定で進んでおり、現在は建方工事が終了しています。立体部分を含む駐車場は、艇庫やターミナル上屋工事の導線を確保する必要があることから、来年2月末の完成を予定しています。なお、6月末時点での大分市側の工事進捗率は事業費ベースで約50%となっています。

その下、空港側発着地についてはホーバーの操船訓練で使用する航走路の補修や遮音壁の設置については、既に工事を完了しています。ターミナル上屋は、大分市側と一緒に12月の完成を予定しており、現在は建方を終了しています。6月末時点での工事進捗率は、事業費ベースで72%となっています。

続いて、久大本線の被災と運転再開について報告します。次の11ページをお開きください。

本年6月30日からの大雨により、JR久大本線において、九重町の野矢駅から由布院駅の間で法面崩壊等の被害が20か所で発生しました。九重町の恵良駅から野矢駅の間で、列車の折り返しができないことから、7月1日から豊後森駅から由布院駅の間が運休となりました。このことを受けて、県では沿線住民の日常生活の維持と観光の再興のため、豊後森駅から由布院駅間の早期復旧について、JR九州大分支社長に要望しました。

なお、運休期間についてはJR九州が7月5日から朝と夕方に代替バスを用意し、運転再開前日の7月19日まで運行していました。久大本線の運転再開については、既に皆さん御存じかと思いますが、夏休み前の7月20日の始発列車から全線で通常どおり運転されることになりました。また、特急列車のゆふいんの森号とゆふ号についても、同日から通常運転されています。

また資料にはありませんが、日田彦山線BRTについても7月10日からの大雨により、福岡県側のBRT専用道区間で築堤崩壊とか倒木などの被害が2件発生していましたが、JR九

州は当初の予定どおり8月28日に開業することを、昨日発表しています。

**小川委員長** ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

**堤委員外議員** 一つだけ。リフトファンは心臓部ですね。これが壊れた原因というのは。

**藤川交通政策課長** 本当にヒューマンエラーなんですけど、リフトファンを試験するための台に取り付けて、固定してファンを回さないといけないところが、固定の仕方が甘くてファンが機械の中で飛んでしまったと。それでファンがぼろぼろになって、新しいものを作り直さないといけない、それが原因です。（「人的ミスやな」と言う者あり）そうです。（「分かりました」と言う者あり）

**小川委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別にないので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

〔企画振興部退室、会計管理局入室〕

**小川委員長** これより会計管理局関係の審査に入ります。

なお、本日は守永委員がオンライン参加です。また、委員外議員として木田議員、堤議員に出席いただいています。

それでは、議案審査に入ります。

まず、第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、会計管理局関係部分について、執行部の説明を求めます。

**渡辺会計管理者兼会計管理局長** 第53号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、会計管理局関係では債務負担行為の変

更があるので説明します。

タブレット画面右下に青い通知が出たらタッチしてください。令和5年度補正予算に関する説明書（補正第1号）の96ページ、タブレットでは102ページを御覧ください。

債務負担行為に関する調書の変更分になります。課名欄の一番上、会計課の財務会計システム開発業務委託料を御覧ください。これは、現行の財務会計システムのサポートが令和6年度末に終了することに伴い、令和4年度から新たな財務総合システムの開発を始めており、その業務の委託料です。この債務負担行為については当初、現行欄のとおり限度額5億2,949万2千円で承認いただいたところですが、落札額が予算額を下回ったことやコスト削減に取り組んだ結果、限度額を4,880万3千円減額し4億8,068万9千円への変更減をお願いします。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別に質疑もないので、これより、さきほど審査した総務部関係分、企画振興部関係分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第54号議案令和5年度大分県用品調達特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

**渡辺会計管理者兼会計管理局长** 第54号議案令和5年度大分県用品調達特別会計補正予算（第1号）について説明します。会計管理局令和5年度予算概要の10ページを御覧ください。

予算特別委員会での説明と重複しますが、御容赦願います。用品調達特別会計は、県の機関で使用する備品や消耗品などの用品調達事務を一元的に行うために設けているものです。総括表の左から2列目、既決予算額（A）の合計額は、一番下の行の23億6,092万6千円となっており、これに今回補正予算案（B）として6,850万3千円の補正をお願いしており、累計額は24億2,942万9千円となります。

事業内容については、それぞれの部局で補正予算が計上されているので、ここでは簡潔に説明します。資料の2ページを御覧ください。

まず一つ目は、農林水産部の事業名、林業新規参入者総合支援事業費のうち、右側の事業概要欄でマル新マークの付いている伐木等訓練装置の導入です。これは林業研修所で行う新規参入者向けの研修に使用する装置になります。

二つ目は、3ページの事業名欄の一番上、教育委員会の新時代の学びを支えるICT活用推進事業費のうち、マル特マークの付いた教員用及び生徒用タブレット端末の追加配備です。これらの予算のうち、用品の購入に係る部分を特別会計に受け入れ、会計管理局で調達事務を行うものです。

**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 別にないので、これをもって会計

管理局関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

委員の皆様はこの後協議を行うので、このままお待ちください。

〔委員外議員、会計管理局退室〕

**小川委員長** それでは、協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**小川委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。調査行程などを事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**小川委員長** 何か御意見はありませんか。

〔委員協議〕

**小川委員長** それでは、この行程で決定します。今後、変更の必要が生じた場合は委員長に御一任をお願いします。

この際、ほかに何かありませんか。

**阿部委員** 委員長、ちょっとさきほどの請願の件で聞きたいのですけど、採択するか、不採択にするか、継続審査にするかとか、そういうときに紹介議員が来てね、委員外議員だからといって、これまた朗々と意見を述べている。紹介議員だから請願を絶対に通したい、みんなの理解を得たいという努力は分かる。だけど、それは委員会の前にすべきことであって、この委員会の中ですべきことではないと私は思うのだけど、だからと言って、だめだよと言うわけにはいかんでしょうけど、そういうときはどうなるのですか。

例えば、総務企画委員会が受ける請願で採択、不採択の表決をしなければならない案件が随分出てくると思うのですよね。ただ、議員の場合は、委員外議員で出席できることになっているから来て、いや、これについてはちょっと発言

させてくれと、指名をしたらどんどんやりますわね。だけど、これは公正ではないよね。紹介議員がほかの委員会に出ていて委員外議員になれない、そういう人たちはしゃべる機会はないわけですから、そこのところはどうなのですかね。事務局に聞くのは無理かな。

**事務局** 委員外議員については特に制限を設けていないのが一つと、請願の紹介議員を委員会に呼ぶか呼ばないかについては、各県で意見が分かれています。呼ばない県もあるとは聞いているので……

**阿部委員** 呼ぶということは、特別に委員会で決定して、皆さんの意見を集めた上で提出議員を呼ぶわけですから。委員外議員と言うか、それはまた別だと思うんですよね。

**木付副委員長** だから、委員外議員というのは委員会で議決権がないわけよ。（「はい」と言う者あり）だから自分の意見、賛成だ反対だと言う権利はないと思うよ。だから、あくまでも執行部に対しての質疑だけにとどめてくださいとか、それぐらいにしないと……

**阿部委員** なんかこっちに向かって言っているんだよ。

**事務局** そうですね。委員会においては、質疑と討論とがなかなか区別がしにくいときがありまして……（「委員外議員で」と言う者あり）そうですね、委員外議員に関しても、発言の内容が限定されない……

**阿部委員** だから、今日の流れを見てください。これから審議するあなた方に理解を求めるために、今言っているのですよと、本人が途中で言ったじゃないですか。それはちょっとおかしいのではないのかと思うんですよ。委員外議員、我々もそうだけど、執行部に対して提案のこれをもう少し説明してよと、これが足りないのではないのかという言い方、これはいいわな。

**事務局** はい。

**阿部委員** ではなかったよな。

**事務局** そうですね。

**阿部委員** あなた方に対してと、委員に対して紹介議員として言いよるわけやな。こういうやり方がいいのかなというわけよ。

**事務局** すみません、ちょっと今答えを持ち合わせていませんので、調べて今後の検討をしてお伝えしたいと思います。

**守永委員** そもそも委員会の中で、討論の時間が余らないと思うんですよね。この議題について皆さんがどう思うとか、討論しようとする時間が大分県議会にはないですね。質疑のやり取りだけになってしまっているのが実態です。さきほどの堤議員の委員外議員としての議論は、討論に近い形だったと思うんですよ。常任委員会の中で、討論の時間を設けるのかどうかを第一に議論しなければならぬのかなと思いました。これは、議会活性化関係の場で議論してもらったことではないかなと思います。

**阿部委員** 討論の時間を一つまた新たに設けるのであれば、それをどの時間帯でどうやるかは、それぞれでやっていかなきゃならんし、守永委員が言ったように、そうするのであれば、やはり我々も1年ごとに替わる人も2年で替わる人もいるわけだから、次にほかの委員会に行ったときに討論の時間がなかったということにはできないので、全体でこれはやらなきゃいかんわな。この委員会だけでそれを決めることはできないと思う。

だけど、討論をするとしたときには、相当な時間をまた別途取ることも現実あるわけだから、これは別な次元で考えていく。たまたま今日そういう現象があって、正直30年間やってきて議員から議員に向かって話があったのは初めてです。だから、こういうことを委員長がどこかで——今の段階は委員長がどこかで制止せざるを得ない。執行部に向かって言うのですよ。こちらに向かって言うことではないので。そうしないと、紹介議員が委員会に出席できない場合は、それは言えなくなってしまうと思います。

**玉田委員** 討論のときに委員外議員が関与できるかとか、いろいろ整理しないといけないし、それから紹介議員の堤議員ではなく、請願をした団体の代表が来て、意見聴取をして出てもらって、こちら側で議論しましょうということもできるかもしれないし、阿部委員の言うように時間の問題もあるし、一遍に解決できないから、

少し整理しないとイケないでしょうね。

**阿部委員** もう一つは、参考人招致という方法もあるわけですね。それを使うかどうかね。そういうことです。今日はそこまでにして、本委員会ではこれからは、委員長判断で規制をすることも必要ではないかなという提案だけです。

(「分かりました」と言う者あり)

**小川委員長** それでは、今後検討することとして、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。